

COVID-19パンデミックの影響を防止しこれに対抗するための警戒措置の宣言及びその期間中に適用する措置に関する2020年政府決定第394号添付3の改正及び補足に関する2020年5月28日政府決定第434号（5月29日官報掲載）

前文（略）

第1条

2020年政府決定第394号添付3（その後の議会決定2020年第5号による修正を加えた承認を踏まえたもの）を、以下のとおり修正する。

1 第1条2の次に、2の1から2の3として、新たに以下を挿入。

2の1 屋外でのスポーツ競技又は屋内外のプールでのスポーツ競技は、青年スポーツ大臣及び保健大臣の共同指令を遵守して、開催可。

2の2 上記2の1の条件の下で、身分が証明された職業スポーツ選手又は競技選手による屋内外のプールでの練習が、許可。

屋内での練習は、参加者同士の社会的距離を保ちつつ、一人あたり最低7平方メートルが確保された状態で、実施可。

2の3 上記2の1及び2の2は、接触型のスポーツには該当せず。

2 第1条3の次に、3の1として、以下を挿入。

3の1 上記3の条件の下で、ドライブイン・タイプのショーの開催が、各車両に乗車するのが同一家族の者である場合に限り、認められる。

また、屋外でのショー、コンサート、公私のフェスティバル、その他文化行事の開催は、最大500名まで、着席、各座席の間隔が最低2メートル、マスク着用の下で、認められる。

3 第2条2を、以下のように改正。

2 外出は、理由の正当化を要せずに、市町村及びメトロポリタンの外を、許可。

4 第2条3を、削除。

5 第4条3及び4を、以下のように改正。

3 ルーマニア発着の定期又は不定期の全ての国際路面輸送を、法律第55号第32条、第35条及び第37条を遵守の上で、再開。

4 ルーマニア発着の国際鉄道輸送を、法律第55号第32条、第34条、第37条の遵守の上で、再開。

6 第6条を、以下のように改正。

法律第55号第5条（3）f）、第8条、第9条に従った以下の措置をとる。

- 1 レストラン、ホテル、モーテル、ペンション、カフェ、その他の公共の場所における、屋内の共同スペースのテーブルにおける飲食物の消費を、停止する。
- 2 上記1の空間において、その場で消費されない食品の準備及び飲食物の販売は、許可。
- 3 屋外で、特にその目的のために設置された場所における飲食物の準備、販売、消費は、各テーブルの間隔最低2メートル、異なる家族の者は最大4名までが参加、保健大臣及び経済・エネルギー・ビジネス環境大臣等の共同指令を遵守の上で、許可される。

7 第9条6を、以下のように改正。

- 6 屋外プールの活動は、停止される。

8 第9条6の次に、以下7を追加。

- 7 ビーチの利用は、デッキチェアを一人に1台確保、異なる家族の利用するデッキチェア間の間隔を最低2メートル確保の上で、経済・エネルギー・ビジネス環境大臣、保健大臣、環境・水利・森林大臣の共同指令を遵守して、行われる。

9 第11条の変更

（担当省庁を記載（略））

第2条

第1条の規定は、2020年6月1日より適用される。

（了）